

# 施設利用に関する確認票

※以下の記載事項をよくお読みのうえ、各項目の該当する箇所には○をつけるか、ご記入をお願いします。また、署名欄にご署名をお願いいたします。

	問	確認項目	「確認しました」又は該当箇所に○又は記入をしてください
見学	1	希望する施設(認定こども園、保育所(園)、地域型保育施設)へは全て見学をお願いします。また、施設によって市に納めていただく利用者負担額(保育料)以外に実費(園服や時間外保育料など)を徴収していることがあります。詳細は各施設にお問合せください。	確認しました
給付認定について	2	「保育標準時間」と「保育短時間」について。 ※保育を希望する場合、施設を利用できる時間として「保育標準時間」と「保育短時間」があります。「保育標準時間」は11時間保育、「保育短時間」は8時間保育となります。保育が必要な理由を「就労」や「就学」として申請する方は、勤務(就学)時間と通勤(通学)時間を足して施設に間に合う時間を希望する保育時間としていただきます。 ※「就労」や「就学」を理由とする場合、勤務(就学)時間と通勤(通学)時間を足した時間を大幅に超えて保育を希望する時間を申請することはできません。 ※「保育標準時間」と「保育短時間」では利用者負担額(保育料)が異なります。 ※施設によって「保育標準時間」と「保育短時間」の時間帯が異なります。よくご確認のうえ、「教育・保育給付認定申請書(兼入所申込書兼保育児童台帳)」にご記入ください。	確認しました
	3	給付認定に関する審査結果について、申請が集中し審査に時間を要する時期または申請の時期によっては、給付認定証の送付が申請後30日を超える場合があります。	確認しました
申請書について	4	選考に必要な書類は必ず、提出期限内にご提出ください。また、提出された書類は返却できませんので、必要な場合はコピーを取ってからご提出ください。	確認しました
	5	必要に応じて、提出された書類の写し等を入所する施設等へ提供することがあります。	確認しました
	6	申込時の希望施設の数に制限はありませんが、希望される順番に通える範囲内でご記入ください。希望施設の変更は、申請締切日まで可能です。	確認しました
	7	「教育・保育給付認定申請書(兼入所申込書兼保育児童台帳)」等申請書類の有効期限は、年度末までです。	確認しました
審査について	8	入所決定又は内定の後、入所を辞退する場合は次回の審査時に減点となり、以後1年間は入所選考が不利な状況となります。	確認しました
	9	申込児童の兄弟姉妹に利用者負担額(保育料)の滞納がある場合は入所選考上不利になる場合があります。 ※既に卒園している児童も含まれます。	確認しました
保留になった場合	10	申込者数が定員又は受入可能人数を超える場合、入所できないことがあります。入所できなかった場合のお子様の保育について、ご予約を教えてください。 ※こちらにご記入いただいた内容は、入所審査に影響はありません。	①認可外保育施設に預けて就労する。 ②一時預かりを利用して就労する。 ③育児休業を延長する。 (最大 年 月 日まで) ④自宅で保育をしながら入所できるまで申請を出す。 ⑤その他
	11	審査の結果、入所できなかった場合には「入所保留通知書」をお送りします。入所保留となったのち、翌月以降も入所を希望する場合は、入所申請締切日までに保育課へご連絡ください。 ※自動更新での再審査は行いません。 ※4月入所を希望される方で、4月一次審査保留で二次審査を希望する場合は、1月末までに保育課へご連絡ください(ただし申請内容に変更がなければ、一次と同じ施設は希望できません)。 ※5月以降の入所を希望する場合は、希望する月の前月10日(土・日・祝日の場合はその前の平日)までに保育課へご連絡ください。	確認しました
就労を理由として申込みの方	12	【就労を理由として申込の方へ】 提出いただいた就労証明書の証明内容は、入所時も継続しているものとして選考します。提出書類の内容と事実が異なる場合又は変更が生じたにも関わらず届出がない場合は、入所決定又は内定を取り消すことがあります。	確認しました
	13	【就労を理由として申込の方へ】 就労証明書は必ず勤務先の担当者が記入したものを提出してください。訂正がある場合は必ず勤務先の印で訂正のうえ提出してください。また、勤務先に電話等で照会をして勤務実態の確認をさせていただくことがあります。なお、証明内容と事実が異なることが判明した場合は、退所となります。	確認しました
	14	【就労を理由として申込の方へ】 1か月の勤務時間が48時間を超えていることが条件となります。また、金銭が発生しないものは「就労」と認められません。 ※例: 自家消費を目的として畑仕事をしている。ボランティア活動をしている。等	確認しました
求職の申込み	15	【求職活動を理由として申込の方へ】 求職活動で申込をされ入所できた場合、入所した月の翌々月の10日(土・日・祝日の場合はその前の平日)までに就労証明書が提出されない場合は、翌々月の月末で退所となります。 ※例: 4月に求職活動を理由として入所した方・・・6月10日までに就労証明書が提出されない場合は6月末で退所となります。また、月48時間以上の就労が必要です。	確認しました

※裏面もご確認ください。

育休中の申込み	16	育児休業明けで申込をした場合、入所月の翌月15日までに職場に復帰できなければ、入所月の翌月末で退所となります。	確認しました
	17	予定されている育児休業よりも早期に職場復帰する理由により申込をする場合は、入所後1か月以内に短縮した育児休業期間が記載されている就労証明書の提出が必要です。	確認しました
	18	上のお子様が既に入所している、下のお子様の出産に伴い、育児休業を取得する場合は、1年までの育児休業であれば、上のお子様の継続入所を認めています。育児休業を取得してから1年が経過するまでには下のお子様の入所申請が必要です。 1年以上育児休業を取得しているにもかかわらず、下のお子様の申請がない場合には、上のお子様に退所いただくことがあります。 ※下のお子様の入所について、申請しているにも関わらず入所できなかった場合で、育児休業期間を延長している場合については、この限りではありません。 ※下のお子様の育児休業が1年を経過する時点で、既に上のお子様は年長児(最終年度)である場合は、この限りではありません。	確認しました
出産理由	19	【出産を理由として申込の方へ】 入所承諾期間は、原則、出産予定月及び出産予定月の前後2か月です。 ※例：6月中に出産予定の方・・・4月～8月末まで。	確認しました
転園の場合	20	【転園で申込の方へ】 転園は新規入園の方に比べて入所選考上不利になります。	確認しました
	21	【転園で申込の方へ】 下のお子様の育児休業期間中は上のお子様の転園は申請できません。下のお子様の入所申請に併せて、上のお子様の転園申請をしてください。	確認しました
	22	【転園で申込の方へ】 転園決定後の取下げはできません。入所中の施設には通えなくなります。	確認しました
2人以上の兄弟姉妹で同時に申込の方	23	<p>【2人以上の兄弟姉妹で同時に申込の方へ】 ※該当する口欄にチェックをし、希望があれば児童名等を記入してください。</p> <p>①入所希望月</p> <p><input type="checkbox"/> 別月入所不可(全員同じ月の入所を希望する)</p> <p><input type="checkbox"/> 別月入所可</p> <p>    <input type="checkbox"/> ひとりだけ入所できる場合でも希望する。</p> <p>    <input type="checkbox"/> (児童名 )のみ入所できる場合は入所を希望する。</p> <p>    <input type="checkbox"/> (児童名 )のみでは入所を希望しない。</p> <p>※ひとりでも入所した場合、育児休業からの復帰や求職中からの勤務開始が必要です。</p> <p>②入所希望施設</p> <p><input type="checkbox"/> 別々の施設には入所を希望しない。同一施設のみを希望する。</p> <p><input type="checkbox"/> 別々の施設でも入所を希望する。</p> <p>    <input type="checkbox"/> 希望順位よりも同一施設にそろっての入所を希望する。 <input type="checkbox"/> 組み合わせ条件なし</p> <p>    <input type="checkbox"/> 同一施設よりも希望順位の高い施設への入所を希望する。 <input type="checkbox"/> 組み合わせ条件あり(下欄に記入)</p> <p>組み合わせ条件記入欄(上の子がA保育園・下の子がB保育園になる組み合わせは希望しない 等)</p>	
	24	入所した場合、お子様の送迎は主にどなたが行いますか。	送り：父・母・祖父・祖母・( ) 迎え：父・母・祖父・祖母・( )
入所後のこと	25	施設に入所すると原則、お子様が施設に慣れていただくために短い時間で保育する「ならし保育」があります。ならし保育の期間はお子様により異なります。	確認しました
	26	入所後、状況が変わった(仕事を変えた、退職した、育児休業を取得した等)場合は、1か月以内に必要な書類(就労証明書、就労確約書、申立書等)の提出をお願いします。提出がなかった場合は、退所いただくことがあります。	確認しました
保育料について	27	施設入所月中に1日も登園されない場合でも、利用者負担額(保育料)がかかります。	確認しました
	28	利用者負担額(保育料)は1か月単位となっています。その月の1日に在籍していれば、1か月分の利用者負担額(保育料)がかかります。	確認しました
	29	保育料は保護者の市民税により決定されます。市民税は、熊谷市に申告した方であれば、課税担当課の市民税に関する情報を閲覧することで課税額がわかります。この確認票に同意をいただいた方は、「住民税課税(非課税)証明書」等の提出を省略することができます。なお、熊谷市以外の市区町村に市民税の申告をした方は、個人番号を提出いただくことで、該当の市区町村への情報連携により課税額がわかりますので、「住民税課税(非課税)証明書」等の提出を省略することができます。	確認しました (同意しました)
	30	【入所中の兄弟姉妹がいる方へ】 入所中のお子様の利用者負担額(保育料)を口座引落にされている場合は、新たに入所されるお子様の利用者負担額(保育料)も口座引落となります。	確認しました

記入内容に相違はありません。

令和 年 月 日

申請(入所)児童 氏名

第1希望施設名

児童生年月日 平成 年 月 日

保護者 氏名